

国語音韻の変遷

橋本進吉



一 音韻組織と連音上の法則

言語は、すべて一定の音に一定の意味が結合して成立つものであつて、音が言語の外形をなし、意味がその内容を成しているのである。かような言語の外形を成す音は、どんなになつてゐるかを考えて見るに、箇々の単語のような、意味を有する言語単位は、その音の形は種々様々であつて、これによつて、一つ一つ違つた意味を有する種々の単語を区別して示しているのであるが、その音の姿を、それ自身として観察してみると、一定の音の単位から成立つてゐるのであつて、かような音の単位が、或る場合にはただ一つで、或る場合にはいくつか組合わされて、意味を有する箇々の言語単位の種々様な外形を形づくつてゐるのである。かような言語の外形を形づくる基本となる音の単位は、国語においては、例えば現代語の「あたま

（頭）「はア・タ・マの三つ、「かぜ（風）」はカ・ゼの二つ、「すこし（少）」はス・コ・シの三つ、「ろ（櫓）」や「を（尾）」はそれぞれロ又はオの一つから成立っている。かように、言語を形づくる基本たる一つ一つの音の単位は、単語のように無数にあるものではなく、或る一定の時代または時期における或る言語（例えば現代の東京語とか、平安朝盛時の京都語など）においては或る限られた数しかないのである。すなわち、その言語を用いる人々は、或る一定数の音単位を、それぞれ互いに違つた音として言いわけ聞きわけるのであつて、言語を口に発する時には、それらの中のどれかを発音するのであり、耳に響いて来た音を言語として聞く時には、それらのうちのどれかに相当するものとして聞くのである。もつとも、感動詞や擬声語の場合には、時として右の一定数以外の音を用いることがあるが、これは、特殊の場合の例外であつて、普通の場合は、一定数の音単位以外は言語の音としては用いることなく、外国語を取り入れる場合でも、自国語にないものは自国語にあるものに換えてしまふのが常である（英語の *stick* をステッキとしたなど）。

かように或る言語を形づくる音単位は、それぞれ一をもつて他に代え難い独自の用い場所を有する一定数のものに限られ、しかも、これらは互いにしっかりと組合つて一つの組織体または体系をなし、それ以外のものを排除しているのである。

以上のような音単位は、一つ一つにはもはや意味を伴わない、純然たる音として

の単位であるが、実は音単位としてはまだ究極に達したものでなく、その多くは更に小さな単位から成立つものである。例えばカはkとaとに、サはsとaとに、ツはtとsとuとに分解せられるのであつて、これらの小さな単位が一定の順に並んで、それが一つに結合して出来たものである、このことは、これらの音を耳に聞いた上からも、また、これらの音を発する時の発音器官の運動の上からも認められることであつて、これらの音の性質を明らかにするには是非知らなければならないことであるが、しかし、かようなことを明らかに意識しているのは専門学者だけであつて、その言語を用いている一般の人々は、カ・サ・ツなどをおのおのの一つのものと考え、それが更に小さな単位から成立つことは考えていないのである。例えば、ナはnとaから成立ち、そのnは「アンナ」(anna)といふ語のンと同じ音であるにもかかわらず、人々は、ナとンとは全く別の音と考えている。それ故、kasなどは音の単位としては究極的な最も基本的なものであるけれども我が国語においては、これらの単位から成立つたア・タ・マなどの類を言語の外形を形づくる基本的の音単位と認めてよいと思う。(我が国において、古くからかような音単位を意識していたことは、歌の形がかような単位の一定数から成立つ句を基本としていること、ならびに、仮名が、その一つ一つを写すようになっていゝによつても知られる。)西洋の言語学ではkasのような最小の音単位を基本的なものと認めてこれ

を音または音韻と名づけ、カ・サのようなそれから成立つ音単位を音節と名づけるが、右の理由によつて、我が国では、むしろ音節を基本的なものとしてこれを音または音韻と名づけ、これを組立てる小なる音単位は単音と名づけてこれと区別すればよからうと思う。

そうして、或る言語を形づくる音単位は或る一定数にかぎられ、その全体が組織をなすということは、既に述べたが、それは、実は音節についてであつたが、音節を形づくる単音について見てもまた同様である故、音節を基本的のものと認める場合にも、単音を基本的のものと認める場合にも、同様に、或る言語を形づくる音単位全体を音韻組織または音韻体系となづけてよいのである。

さて右に述べたような音韻組織は、国語の違いによつて違つてゐるばかりでなく、同じ国語に属する種々の言語、例えば各地の方言の間にも相違があるのであつて、それらの言語を形づくる箇々の音韻の数も必ずしも同じでなく、一つ一つの音韻も必ずしも一致しない。例えば、東京語はシとスとの二つの音を区別するのに、東北方言では、これと同じ一つの音とし、その発音は東京のシにもスにも同じくない一種の特別の音である。また東京語の力に当るのは、九州方言では力とクワとの二つの音韻であつて、クワの音は東京語には存在しない。

音韻組織は同じ言語においても時代によつて変化する。前の時代において二つの

違つた音であつたものが音變化の結果後の時代に至つて一つの音となることがあり（イと牛は古くは別の音であつたのが、後には共にイの音となつて區別が失われた）、前代に一つの音であつたものが後代には二つの別の音にわかれることもある（「うし」の「う」と「うま」の「う」とは古くは同じウの音であつたが、「うま」の場合は後には「ンマ」の音に變じて、ウとンと二つの音になった）。また、或る音韻が後代においては全くかわつた音になるものもある（「ち」は古くはtiの音であつたが、後には現代のごときチの音になった）。かように箇々の音の變化によつて、あるいは数を増しあるいは数を減じ、あるいは一の音が他の音になつて、前代とはちがつた音韻組織が生ずるのである。

既述のごとく、箇々の語のような、意味を有する言語單位の外形は、以上のような音または音韻の一つで成立つかまたは二つ以上結合して成立つものであるが、その場合に、或る音は語頭、すなわち語の最初にしか用いられないとか、または語尾、すなわち語の最後にしか用いられないとかいうようなきまりがあることがある。これを語頭音または語尾音の法則という。また、或る音と或る音とは結合しないといふようなきまりがあることがある。これを音結合の法則という。また語と語とが結合して複合語を作りまたは連語を作る時、その語の音がもとのままでなく、多少規則的に転化することがある。これを複合語または連語における音転化の法則という。

以上のようなきまりはすべて連音上の法則というべきであるが、これは、言語の違うに随つて異なると共に、同じ言語にあつても、時代または時期の違うに従つて変遷するものである。国語の音韻の変遷を考えるには、単に一々の音の時代的变化ばかりでなく、かような諸法則の変遷をも考えなければならぬ。

以下、国語音韻の変遷の概要を述べるに當つて、時代を三期に分ける。奈良朝以前を第一期とし、平安朝から室町時代までを第二期とし、江戸時代から現代までを第三期とする。かように三期にわけたのは、各期の下限をなす三つの時代、すなわち奈良朝と室町末期と現代とが、他の時代との関係なくしてそれだけで比較的明らかにその音韻組織を知ることが出来る時代であつて、これを互いに比較すれば、その間に生じた音韻変化の大綱を推知し得られ、しかもこれに続く時代との間にはかなり音韻状態の相違が認められるので、ここで時期を劃するのを便宜と考えたからである。もとよりこれは便宜から出たものである。今後、各時代各時期の音韻状態がもつと明確に、もつと詳細に知られる時が来たならば、もつと多くの時代に分けることが出来るであらう。

二 第一期の音韻

第一期は奈良朝を下限とする各時代である。当時は文字としては漢字のみが用いられたので、当時の音韻の状態を知るべき根本資料としては、漢字をもって日本語の音を写したもののだけである。そうしてかような資料は、西紀三世紀の頃の『魏書』ぎしよをはじめとして、支那歴代の史書や、日本の上代の金石文きんせきぶんなどの中にもあるけれども、それらはいずれも分量が少なく或る一時代の音韻全般にわたってこれを知ることは出来ない。奈良朝にいたって、はじめてかような資料が比較的豊富に得られるのであるから、第一期の音韻を研究しようとするには、どうしても先ず奈良朝のものについてその時代の音韻組織を明らかにし、これを基礎として、それ以前の時代に遡るのほかないのである。

一 奈良朝の音韻組織

奈良朝時代の文献の中に、国語の音を漢字（万葉仮名）で写したのを見るに、同じ語はいつも同じ文字で書いているのではなく、種々の違った文字をもつて写している。例えば、「妹^{いも}」という語は「伊毛」とも「伊母」とも「以母」「移母」「異母」「伊慕」「伊茂」「伊暮」とも書いている。同じ語の音の形はいつも同じであつたと思われるから（もつとも、活用する語にはいくつかの違った形があるが、それでも、その一つ一つの活用形は、いつも同じ形である）、これを写した万葉仮名は、いろいろな文字が違つていても、皆同じ音を表わすものと認められる。すなわち、当時は、その音（読み方）が同じであれば、どんな文字をもつて国語の音を写してもよかつたのである。そうして、右の「妹」という語は、二つの文字で書いてあるのを見れば、その音の形は二つの部分から成立つていたのであつて、その初の部分は「伊」「以」「移」「異」のような種々の文字で書かれ、後の部分は「母」「毛」「慕」「茂」「暮」のような文字で書かれているから、「伊」「以」「移」「異」は皆同じ音を表わす同類の仮名であり、「母」「毛」「慕」「茂」「暮」も、また同じ音を表わす同類の仮名であつて、しかも「伊」の類と「母」の類とは、その間に共通の文字が全くない故、それぞれ違った音を表わしたものと認められる。

かような調査を、あらゆる語について行くと、当時用いられた万葉仮名のどの文字はどの文字と同音であるかが見出され、一切の万葉仮名をそれぞれ同音を表わすいくつかの類にわけることが出来るようになる。かような万葉仮名の類別こそ、当時の音韻の状態を知るべき基礎となるものであつて、その類の一つ一つは、それぞれ当時の人々が互いに違った音として言いわけ聞きわけた一つ一つの音を代表し、その総体が当時の国語の音韻組織を示すものとなるのである。

さて、かようにして得られた各類の万葉仮名を後世の仮名と対照するとどうなるかというに、前に挙げた「妹」の語は、後世には「いも」と二つの文字で書かれるが、奈良朝においても「伊毛」「伊母」「以母」その他、二字で書かれているのであつて、最初の「伊」「以」等の文字は仮名「い」にあたり、次の「毛」「母」等の文字は仮名「も」にあたる。その他の諸語においても同様である。それ故、奈良朝において同音を表わした「伊」「以」「移」等の一類は後世の仮名「い」に相当し、「毛」「母」「慕」等の一類は後世の「も」に相当するのである。もつとも、これは、書かれた文字の上での対応であつて、必ずしも奈良朝の「伊」「以」の類の発音が、後世の「い」の発音と同じであるというのではなく、その発音については別に考究すべきであるが、奈良朝において「伊」「以」の類の仮名で写された音が、後世において「い」で書かれる音になったということだけは疑いない（その間に音の変化はあつ

たか無かつたかはわからないが)。これを逆に言えば、後世の「い」の仮名で書かれた音に当るものは奈良朝では「伊」「以」の類で書かれた音であるということが出来る。この場合に「い」は仮名としての「い」であつて、イという音そのものを指すのではない。それ故、「ゐ」は後世の発音ではイであつて、「い」と区別がないけれども、仮名としては後までも「い」とは別のものと考えられているが、奈良朝においても、「い」にあたる「伊」「以」の類があると共に、また「ゐ」にあたる「韋」「偉」「委」「位」「謂」の類が別にあつて、「伊」「以」の類とは別の音を表わしていたのである。同様に、後には同音に発音する「え」と「ゑ」、「お」と「を」の仮名も、それぞれこれに相当するものが奈良朝には別類の仮名として存在するのであつて、それらは、それぞれ異なつた音を表わしていたと思われる。

かようにして、奈良朝には後世の仮名の一つ一つに相当する四十七の違つた音があつたことが、その万葉仮名の類別の上から知られるのであるが、仮名には以上四十七のほかになお濁音の仮名があつて、清音の仮名と区別せられている。奈良朝の万葉仮名においてはどうかというに、例えば、「まで（迄）」の「で」に当る部分には「旦」「氏」「田」「低」「仞」「泥」「涅」「提」「代」「天」「庭」「底」等を用い、「そで（袖）」の「で」の部分には「氏」「旦」「低」「田」「泥」「提」等を用いているのであつて、これらの文字を、「て」にあたる一類の文字、例えば「てる（照）」の「て」

に当る部分に用いられた「亘」「提」「氏」底「天」、助詞「て」に用いられた「天」「亘」「提」「代」「氏」「帝」などと比較するに、その間に共通の文字が甚だ多く、到底「て」の類と「で」の類とを区別することが出来ないようであるけれども、仔細に観察すると、「で」に当るものには「田」「泥」「埒」のような文字があるに反して、「て」に当るものには、かような文字はない。このことは、あらゆる語における「て」と「で」とに当る万葉仮名について言い得ることである。さすれば、「て」は時として「で」と読む場合に用いられると等しく、「て」にあたる万葉仮名は「で」に当る場合にも用いられることがあるが、「で」に当るものには、「て」に当る場合には用いられない特殊の文字を用いる場合があつて、この点で両者の間に区別があり、その表わす音にも違いがあつたことがわかるのである。「で」以外の清音の仮名と濁音の仮名との場合もまた同様であるから、当時は、後世の仮名において区別せられる濁音の仮名二十に相当する音が清音のほかにあつたこと明らかである。

以上、奈良朝において、後世のあらゆる清音及び濁音の仮名に相当する諸音が区別せられていたことを明らかにしたが、なお当時は、後世の仮名では区別しないような音の区別があつたのである。

第一は、「え」の仮名に相当するものであつて、これにあたる万葉仮名には、

衣依愛哀埃……………(甲) 延曳叡要……………(乙)

のような文字を用いているが、奈良朝においては、これらは無差別に用いられているのではなく、「得」^エ「可愛」^エ「榎」^エ「荏」^エなどの諸語の「え」には衣依愛哀埃など（甲）類に属する文字を用いて延曳韻要などを用いず、「兄」^エ「枝」^エ「江」^エ「笛」^{フエ}「越え」^エ「栄え」^エ「崩え」^グ等の「え」には延曳韻要など（乙）類の文字を用いて（甲）類の文字を用いることなく、その間の区別が嚴重である。すなわち、当時は、この二類は、それぞれ別の音を表わしていたのであるが、後世の仮名にはこれを混じて、同じ「え」で表わすようになったものと認められる。

次に「き」の仮名にあたるものも、奈良朝では、

岐支伎妓吉棄枳弃企祇……………（甲） 紀記己忌歸幾機基奇綺騎寄貴癸……………（乙）

などの文字を用いているが、当時は岐支等の類（甲）と紀記等の類（乙）との二類に分れて、「君」^{キミ}「雪」^{ユキ}「御酒」^{ミキ}「杯」^{ツキ}「沖」^{オキ}「切る」^キ「垣」^{カキ}「崎」^{サキ}「翁」^{オキナ}「昨日」^{キノフ}「清」^{キヨ}「常盤」^{トキハ}「明」^{アカラメ}「幸」^{サキハヒ}「杜若」^{カキツハタ}「行き」^マ「蒔き」^マ「分き」^マ「吹き」^キ「着」^キ「来」^キなどの「き」には「岐」^キ「支」の類の文字を用い、「木」^キ「城」^キ「月」^{ツキ}「槻」^{ツキ}「調」^{ツキ}「霧」^{キリ}「新羅」^{シラキ}「尽き」^ヨ「避き」^ヨなどの「き」には「紀」^キ「記」の類の文字を用いて、他の類のものをを用いることは殆どなく、これも、奈良朝においては、それぞれ別の音を表わしていたと思われるが、後世の仮名ではこれを併せて一様に「き」の仮名で表わすようになったのである。そうして、「き」における二類の別に相当する区別は、濁音「ぎ」の仮名においても見

られるのであつて、奈良朝に用いられた、

藝儀蟻嶠……………

(甲)

疑擬義宜……………

(乙)

は、共に「ぎ」にあたる文字であるが、それが二類にわかれて、「雉」^{キギン}「我妹」^{ワギモ}「劍」^{ツルギ}「鳴」^{シギ}「陽火」^{カギロヒ}「漕ぎ」^ナ「風ぎ」^ナ「継ぎ」^ナ「仰ぎ」などの「ぎ」には(甲)類に属する文字を用い、「杉」^{スギ}「萩」^{ハギ}「柳」^{ヤナギ}「蓬」^{ヨモギ}「過ぎ」などの「ぎ」には(乙)類の文字を用いて、その間に区別がある。そうして、「肝」^{キモ}「衣」^{キヌ}の「き」に(甲)類の文字を用いるに對して、「むらぎも」「ありぎぬ」の「ぎ」に(甲)類の文字を用い、「霧」^{キリ}の「き」に(乙)類の文字を用いるに對して、「夕霧」^{ユフギリ}の「ぎ」に(乙)類の文字を用いてゐるのを見れば、「ぎ」に当る二類はちやうど「き」にあたる二類に相当するもので、「ぎ」の(甲)は「き」の(甲)に、「ぎ」の(乙)は「き」の(乙)に当るものであることがわかるのである。

そのほか、「け」「こ」「そ」「と」「の」「ひ」「へ」「み」「め」「よ」「ろ」の一つ一つに相当する万葉仮名においても、同様におのおの二つの類に分れて互いに混同せず、その濁音の仮名「げ」「ご」「ぞ」「ど」「び」「べ」に当るものにおいてもまた同様であつて、これらの各類は、おのおの、違つた音を表わしたものと考えられる。

以上、奈良朝においては後世の「え」「き」「け」以下十三の仮名、およびその濁音である七つの仮名の一つ一つに相当する万葉仮名がおのおの二つの類に分れて、

語によつて、そのいずれの類を用いるかがきまつていて互いに混同しないといったのであるが、しかし、厳密に言えば、このきまりには一つの例外もないのではなく、多少の例外は存する。それも、一つ一つの仮名によつて、多少状態を異にし、「え」「け」などはただ一、二の例外に止まるが、「そ」「と」などは比較的例外が多く、殊に、奈良朝末期においては相当に多くなっている。しかし、これは全体の数から見れば、甚だ少数であつて、決して、二類の区別の存在を否定するものではなく、少なくとも奈良朝前期まではその表わす音の区別が意識せられていたであらうと思われる。

かように、万葉仮名に基づいて推定し得た奈良朝時代の国語の音韻はすべて八十七である。その一つ一つを表わす万葉仮名の各類を、その類に属する文字の一つ（ここでは『古事記』に最も多く用いられている文字）によつて代表せしめ、且つ後世の仮名のこれに相当するものと対照して示すと次のようである。

阿	伊	宇	愛
あ	い	う	ゑ

須	斯	佐	許	┐	古	氣	┐	祁	久	紀	┐	伎	加	淤	延	┐
す	し	さ	こ			け		く		き		か	お		え	

受	士	邪	暮	┐	呉	宜	┐	牙	具	疑	┐	藝	賀
ず	じ	ざ	ご			げ		ぐ		ぎ		が	

ナ	怒	泥	奴	爾	那	登	ナ	斗	豆	都	知	多	曾	ナ	蘇	勢
の		ね	ぬ	に	な	と		て	つ	ち	た		そ		せ	

杼	度	伝	豆	遅	陀	叙	俗	是
ど		で	づ	ぢ	だ	ぞ	ぜ	

	売 _レ	牟	微 _「	十	美 _レ	麻	富	閑 _「	十	幣 _レ	布	斐 _「	十	比 _レ	波	能 _「
め		む		み		ま	ほ		へ		ふ		ひ		は	

煩	倍 _「	十	辨 _レ	夫	備 _「	十	毘 _レ	婆
ぼ		べ		ぶ		び		ば

恵	韋	和	呂	漏	礼	琉	理	羅	余	用	由	夜	母	米
			「 十	「					「 十	「				「
ゑ	ゐ	わ	ろ	れ	る	り	ら	よ	ゆ	や	も			

○以上奈良朝の八十七の音韻を後世の仮名を標準にして言えば、伊呂波の仮名四十七と濁音の仮名二十と、合せて六十七のうち、エキケコソトノヒヘミメヨロの十三と、その中の濁音ギゲゴゾビベの七つと、合せて二十の仮名は、その一つがおのおの奈良朝の二つの音に相当する故、奈良朝の四十の音にあたり、その他の仮名は、おのおの一つの音に相当する故、すべて四十七の音にあたる。合せて八十七音となる。

奈良朝においては、以上八十七の音が区別され、当時の言語は、これらの諸音から成立っていたのであるが、それでは、これらの諸音の奈良朝における実際の発音はどんなであったかというに、これは到底直接に知ることは出来ないものであって、種々の方面から攻究した結果を綜合して推定するのほかない。それにはこれらの音を表わす為に用いられた万葉仮名が古代支那においてどう発音せられたか（勿論その万葉仮名は、漢字の字音をもって国語の音を写したものに限る。訓によつて国語の音を写したものは関係がない）、これらの音が後の時代にいかなる音になつていたか、これらの音に相当する音が現代の諸方言においてどんな音として存在するか、これらの音がいかなる他の音と相通じて用いられたかなどを研究しなければならな

いが、今は、かような研究の手續を述べる暇がない故、ただ結果だけを述べるに止める。その場合に、奈良朝の諸音を、当時の万葉仮名によって「阿」の音（「阿」の類の万葉仮名によって表わされた音の意味）、「伊」の音など呼ぶのが正当であるが、上述のごとく、当時の諸音は、それぞれ後世の伊呂波の仮名で書きわけられる一つ一つの音に相当するものが多く、そうでないものでも、当時の二つの音が、後の一つの仮名に相当する故、奈良朝の「阿」の音、「伊」の音を、「あ」の仮名にあたる音、「い」の仮名にあたる音ということが出来るのであって、その方が理解しやすからうと思われるから、そういう風に呼ぶことにしたい。そうして、五十音図は後に出来たものであるけれども、五十音図で同行または同段に属する仮名に相当する奈良朝の諸音は、その実際の発音を研究した結果、やはり互いに共通の単音をもっていたことが推定せられる故、説明の便宜上、行または段の名をも用いることとした。「あ」「い」「う」「え」「お」に相当する諸音は、大体現代語と同じく、皆母音であつて a i u e o の音であつたらしい。ただし、「え」に相当する当時の音は「愛」の類と「延」の類と二つにわかれているが、そのうち、「愛」の類は母音の e あり、「延」の類はこれに子音の加わつた「イエ」(ye、y は音声記号では[j])であつて、五十音図によれば、「愛」はア行の「え」にあたり「延」はヤ行の「え」に当る。(このことは、これらの音に宛てた万葉仮名の支那・朝鮮における字音からも、また、ア

行活用の「得」が「愛」の音であり、ヤ行活用の「見え」「消え」「聞え」等の語尾「え」が「延」の音であることから推測出来る。）

以上、「あ」「い」「う」「お」にあたる音および「え」にあたる音の一つは母音から成立つものであるが、その他の音は子音の次に母音が合して出来たものと認められる。まず、初の子音について考えると、カ行、タ行、ナ行、マ行、ヤ行、ラ行、ワ行の仮名にあたる諸音は、それらの仮名の現代の発音と同じく、それぞれ k t n m y r w のような子音で初まる音であつたろうと思われる。ただし、タ行の仮名の中、「ち」「つ」にあたるものは、現代の東京・京都等の発音とは異なり、「ち」は現代のようなチ (chi, ch はチャチヨなどの子音で、分解すれば、タの最初の子音 t とシの最初の子音 sh との合したものだ。音声記号では t^h) ではなくして、ti (英語・独逸語^{ドイツ}などの発音。仮名ではテイ) であり、また「つ」は現代語のようなツ (tsu, ts はタ行の子音 t と、サソなどの子音 s との合したものだ) でなくして tu (独逸語などの発音。仮名ではトウ) であつたと考えられる。またヤ行には、前に述べた「延」の音 (ye) が加わり、ワ行には、現代語にない「ゐ」「ゑ」「を」にあたる音 (wi we wo) があつたのである。

サ行の仮名にあたる音の子音は、決定に困難である。現代語においてはサスセソの子音は s であり、シだけは sh (シャシユ等の子音と同じもの。音声記号では $[ʃ]$ で

あるが、方言にはセをすべて *she* と発音するものもある。この音を写した種々の万葉仮名の支那古代音も *ts* で初まるものや、*ch* で初まるものや、*s* で初まるもの、*sh* で初まるものなどあつて、一定しない。それ故、或る人は *ts* であつたとし、或る人は *ch* であつたとし、また *s* あるいは *sh* であつたと説くものもある。極めて古くは最初に *t* 音があつたかとおもわれるが、奈良朝時代にもそうであつたかどうか、決定しがたい。あるいは *sh* で初まる音であつたかも知れない。

八行の子音は、現代では *h* であるが、方言によつては *F* であつて「は」「ひ」「へ」をファフィフエと発音するところがある。更に西南諸島の方言では、*p* 音になつているところがある（「花」をパナ、舟をプニなど）。八行の仮名にあたる音を写した万葉仮名の古代漢字音を見るに、皆 *p* *ph* *f* などで初まる音であつて、*h* 音で初まるものはない故、古代においては今日の発音とは異なり、今日の方言に見るような *p* または *F* の音であつたと考えられる。音変化として見れば、*p* から *F* に変ずるのが普通であつて、その逆は考え難いから、八行の子音は *p* ← *F* と変化したものと思われるが、奈良朝においては、どうであつたかというに、平安朝から室町時代までは、*F* であつたと認むべき根拠があるから、その直前の奈良朝においても多分 *F* 音であつたろうと思われる。すなわちファフィフウフェフォなど発音したであろう。そうして八行の仮名は、後世では、語の中間および末尾にあるものは「はひふへほ」をワ

イウエオと発音するが（「いは」「いへ」「かほ」など）、奈良朝においては語のいかなる位置にあっても、同様に発音したものである。

次に濁音の仮名に相当する諸音については、ガ行の仮名にあたる諸音の子音は多分現代の東京・京都等の「がん」「ぎん」「ぐく」「げんき」「ぐん」などの「が」「ぎ」「ぐ」「げ」「ぐ」の子音と同じg音（音声記号では^[g]）であつたろうとおもわれる。現代の東京・京都などの「ながさき（長崎）」「くぎ（釘）」「かご（籠）」「すげ（菅）」などの「が」「ぎ」「ぐ」「げ」「ぐ」の発音に見られるガ行子音^{ng}（音声記号では^[ŋ]）は、当時はなかつたのではあるまいかと思われる。

ザ行の仮名にあたる諸音の子音は、サ行にあたる諸音と同じ子音の有声音であらうが、当時の発音は、その清音と同様に未だ決定し難い。ずっと古くは最初にd音を帯びていたかとおもわれるが、奈良朝にはあるいはshの有声音j（音声記号では^[ʃ]）であつたかも知れない。

ダ行の仮名にあたる諸音は、現今のダの子音と同じdであつた。ただし「ぢ」「づ」は、現今の発音とは異なり、「ぢ」はdi（英語独逸語の発音。仮名はディ）、「づ」はdu（独逸語の発音。仮名はドウ）であつたと認められる。

バ行の仮名にあたる諸音の子音は、現代と同じくbであつた。次に、子音の次に母音がついて成立つ諸音における母音について見るに、奈良朝

時代の諸音のうち、その一音が後世の一つの仮名にあたるものにおいては、ア段の仮名に相当する諸音は、現代の仮名の発音と同じく a の母音で終り、イ段ウ段エ段オ段の仮名にあたる諸音も同様にそれぞれ i u e o の母音で終つたものと考えられる。次に当時の二つの音が、後世の仮名の一つに相当するものの中、「え」にあたる「愛」の音と「延」の音とが、それぞれ e と ye であつて、ア行のエとヤ行のエとの別に当るものであることは既に述べた通りである。さすればこの二音の別は、五十音では行の違いに当るのである。しかるにその他のものにおいては、必ずしもそうでない。この種に属するものは、これにあたる仮名を五十音図に宛てて見ると左の通り、イエオの三段にかぎられて、ア段とウ段とにはないのである。

き ぎ ひ び み

(イ段)

け げ へ べ め

(エ段)

こ ご そ ぞ と どの よ ろ (オ段)

これらの仮名が、それぞれ奈良朝の二つの違つた音に相当するのであるが、その二つの音に宛てた万葉仮名の漢字音を支那の唐末または五代の頃に出来た音韻表である『韻鏡』いんきやうによつて調査すると、この二つの音の違いは、支那字音においては、転の違いか、さもなくば等位の違いに相当する。転および等位の違いは最初の子音の相違ではなく、最後の母音（またはその後の子音の附いたもの）の相違か、または、

初の子音と後の母音との間に入った母音の相違に帰するのである（例えば ko po の類と kö pö の類との差、または kia pia と ka pa との差など）。奈良朝の国語における二つの音の相違を、漢字音における右のような相違によって写したとすれば、当時の国語における二音の別は、最初の子音の相違すなわち五十音ならば行の相違に相当するものでなく、母音の相違すなわち五十音の段の相違か、さもなくば、ちよくおん 直音と拗音との相違に相当するものと考えられる。それでは実際どんな音であつたかというに、諸説があつて一定しないが、しかし、一つの仮名に相当する二音の中、一つだけはその仮名の現代の発音と同じもので、すなわち、イ段の仮名ならば i で終り、エ段ならば e、オ段ならば o で終る音であることは一致している。他の一つについては右の i-e-o に近い音であることは一致しているが、あるいはこれに近い開音（それよりも口の開きを大きくして発する音）-I-we-ö であるとし（吉武氏）、あるいはこれに近い中舌母音（舌の中ほどを高くして発する音）-i-we-ö であるとし（金田一氏）、あるいは、母音の前に w の加わつたワ行拗音 -wi-we-wo であるとし、あるいは、イ段エ段では母音の前に y（音声記号 [j]）の加わつたヤ行拗音 -yi-ye であるとし、オ段では中舌母音 -ö であるとする説（有坂氏）などある。私もイ段は -i に対して -ii（i は中舌母音）、エ段は -e に対して -i または -eo（eo は英語にあるような中舌母音）、オ段は -o に

対して中舌母音 $\ddot{o}$ であろうかという仮定説を立てたが、まだ確定した説ではない。

以上述べた所によれば、奈良朝における諸音の発音は、これに相当する仮名の現代における発音に一致するものが甚だ多いのであつて、これと異なるものは「ち」「つ」「ぢ」「づ」および八行の仮名に相当するものであり、サ行およびザ行の仮名にあたるものも、或るは現代の発音と違つていたかも知れない。当時の音で、現代普通に用いられないものはヤ行のエにあたる *ye*、ワ行の「ゐ」「ゑ」「を」にあたる *wi* *we* *wo* であり、「ぢ」「づ」と「じ」「ず」とは、現代語では普通発音の区別がないが、奈良朝には、おのおの別々の音であつた。「き」「け」「こ」「そ」「と」「の」「ひ」「へ」「み」「め」「よ」「ろ」および「ぎ」「げ」「ぐ」「ぞ」「ど」「び」「べ」の十九の仮名の一つ一つにあたるそれぞれ二つの音は、一つは現代語におけると同じ音またはこれに近い音であるが（ただし「ひ」「へ」の子音は現代語と違い、「そ」「ぞ」の子音も現代語とちがつていたかも知れない）、他の一つは、これに近いがそれとは違つた（現代の標準語には普通に用いられない）音であつた。

以上のように奈良朝においては、現代よりは音の種類が多かつたのであるが、しかし、それはいずれも短音に属するもので、「ソー」「モー」のような長音に属するものはない。またキャシュキョのような拗音に属するものは多少あつたかも知れないが、その数も少なく、また性質も違つていたかも知れない。「ン」のような音や、促

音にあたるものもない。またパ行音もなく、。行音（ngで初まる音）も多分なかったであろう。ただし、以上述べたのは、当時、おのおの別々の音として意識せられ、文字の上に書きわけられているものの正式な発音であって、実際の言語においてはそれ以外の音が絶対に用いられなかったのではない。現に、「蚊」のごとき一音の語が、今日の近畿地方の方言におけるごとく「カア」と長音に発音せられたことは奈良朝の文献に証拠がある。けれども、正常な言語の音としては、以上のごときものであつたろうと思われる。

二 第一期における音韻の変遷

奈良朝における音韻が以上のごとく八十七あつたということは、奈良朝における文献の万葉仮名の用法から帰納したのであるが、奈良朝の文献でも、『古事記』だけにおいては、「も」の仮名にあたる万葉仮名に「母」と「毛」との二つがあり、それを用いる語にはそれぞれきまりがあつて決して混同しない（「本」「者」「伴」^{トモ}「思ひ」などの「も」には「母」を用い、「百」^{モモ}「妹」^{イモ}「鴨」^{カモ}「下」^{シモ}などの「も」には「毛」を用いる）。すなわち、『古事記』においては更に一つだけ多くの音を区別したのであつて、すべて八十八音を区別した（「母」と「毛」との別は、「と」「そ」等才段の仮名における二音の別と一致するものであろう）。『古事記』は、奈良朝の撰ではあるが、天

武天皇の勅語を稗田阿礼ひえだのあれが誦したものを太安万侶おのやすまろが筆録したもので、その言語は幾分古い時代のものであろうから、これに八十八音を区別したのは、奈良朝以前の音韻状態を伝えるもので、後にその中の一音が他と同音に変じて奈良朝では八十七音となったものと考えられる。そうして奈良朝でも末期になると、「と」「の」などの仮名にあたる二音の別が次第に失われたと見えて、これに宛てた万葉仮名の混用が多くなっていることは既に説いた通りである。この傾向を逆に見れば、もっと古い時代に溯さかのぼれば、更に多くの音があつたのが、時代の下ると共に他の音と同音になつて遂に奈良朝におけるごとき八十七音になったものではあるまいかと思われる。奈良朝以前の万葉仮名の資料は甚だ少ない故に、確実に実証することは困難であるが、そう見れば見得る例はないでもないのである。

なお、奈良朝において右の八十七音が存在するのは、当時の中央地方の言語であつて、『万葉集』中の東歌あづまうたや防人歌さきもりうたのごとき東国語においては同じ仮名にあたる二音の区別が混乱した例が少なくなく、その音の区別は全くなかつたか、少なくともかなり混じていたのであろうと思われる。そのほか、中央の言語にないような音もあつて、音韻組織に違いがあつたろうと考えられるが、委くわしいことは知り難い（東国語の中でも、勿論土地によつて相違があつたであらう）。

三 連音上の法則

(一) 語頭音に関しては、我が国の上代には、ラ行音および濁音は語頭音には用いられないというきまりがあつた。古来の国語においてラ行音ではじまるあらゆる語について見るに、それはすべて漢語かまたは西洋語から入つたもので、本来の日本語と考えられるものは一つもない。これは、本来我が国にはラ行音ではじまる語はなかつたので、すなわち、ラ行音は語頭音としては用いられなかつたのである。また、濁音ではじまる語も、漢語か西洋語か、さもなければ、後世に語形を変じて濁音ではじまるようになったものである(例えば、「何処」の意味の「どこ」は、「いづこ」から出た「いどこ」の「い」が脱落して出来たもの、「誰」を意味する「だれ」は、もと「たれ」であつたのが、「どれ」などに類推して「だれ」となつたもの、薔薇の「ばら」は、「いばら」から転じて出来たものである。)これも、濁音ではじまる語は本来の日本語にはなかつたので、濁音は語頭音には用いられなかつたのである。しかしながら、漢字は古くから我が国に入つていたのであつて、我が国ではその字音を学んだであろうし、殊に、藤原朝の頃からは支那人が音博士おんはかせとして支那語を教えたのであるから、漢字音としてI音や濁音ではじまる音を学んだであろうが、しかし、それは外国語であつて、有識者は正しい発音をしたとしても、普通の国民

は多分正しく発音することが出来なかったであろうと思われ、一般には、なお右のような語頭音の法則は行われたであろうと思われる。

また、アイウエオのごとき母音一つで成立つ音は語頭以外に来ることはなかった。ただし、イとウには例外がある。しかしそれは「かい（橈）」「まうく（設）」「ます（申）」のごとき二、三の語と、ヤ行上二段の語尾の場合とだけで、極めて少数である。

(二) 語尾音については、特別の制限はなかったようである。しかし、当時の諸音はすべて母音で終る音であつて、後世の「ん」のような子音だけで成立つ音はなかったから、語尾はすべて母音で終つていたのであつて、子音で終るものはなかった。支那語には m ng や p t k のような子音で終る音があり、日本人もこれを学んだのであるが、しかしこれは外国語としての発音であつて一般に用いられたものではなく、普通には漢語を用いる場合にも、その下に母音を加えて m を mu または mi 、 n を ni または nu などのように発音したのであらうと思われる。(万葉仮名として用いた漢字において、 m で終る「南」「瞻」「覧」をナム(またはナミ)、セミ、ラムに宛て、 k で終る「福」「莫」「作」「楽」を、フク、マク、サク、ラクに宛て、 n で終る「散」「干」「郡」をサニ、カニ、クニに宛てたなどを見てもそう考えられる)。

(三) 語が複合する時の音転化としては連濁がある。下の語の最初の音が濁音に

なるのである（「妻問」^{ツマド}「愛妻」^{ハシツマ}「香妙」^{カクハシ}「羽裏」^{ハグクム}「草葉」^{クサバ}など）。この例は甚だ多いけれども、同じ語にはいつも連濁があらわれるというのでもなく、いかなる場合に連濁が起るかという確かなきまりはまだ見出されない。あるいは、もっと古い時代には規則正しく行われたが、奈良朝頃にはただ慣例ある語だけに行われたものであつたらうか。

次に、語が複合するとき上の語の語尾音の最後の母音が他の母音に転ずることがある。これを転韻といふことがある。これには種々ある。

工段の仮名にあたる音がア段にあたる音に転ずる（竹^{タケ}―たかむら、天^{アメ}―あまぐも、船^{フネ}―ふなのり）

イ段の仮名にあたる音がオ段にあたる音に（木^キ―木の實、火^ヒ―火の秀^ホ―焰）
イ段の仮名にあたる音がウ段にあたる音に（神^{カミ}―神ながら、身^ミ―身実^{ムサネ}、月^{ツキ}―月夜^{ツクヨ}）
オ段の仮名にあたる音がア段にあたる音に（白^{シロ}―白髭^{シラヒゲ}）

エ段イ段あるいはオ段の仮名にあたる音が二つある場合には、右のごとく転ずるのはその中の一つだけであつて、他の一つは転じない。（例えば、「け」に当るのは「氣」の音と「祁」の音であるが、カに転ずるのは「氣」の音だけで、「祁」の音は転じない。）

しかし、右のような音のある語は常に複合語において音が転ずるのでもなく、全

く転じない語もあって、その間の区別はわからない。想うにかように転ずるのは、ずっと古い時代に起った音変化の結果かと思われるが、その径路は今明らかでない。奈良朝においても、その結果だけが襲用されたもので多分に形式化したものであつたらう。そうして同じ語でもこの例に従わぬ場合も多少見えるのは、このきまりが、奈良朝において既に守られなくなり始めていたことを示すものであろう。

次に、複合する下の語の語頭音が母音一つから成る音（アイウエオ）である時、その音が上の語の語尾音と合して一音となることがある（荒磯^{アライツ}―ありそ、尾^ヲの上^{ウヘ}―をのへ、我が家^{ワカ}―わぎへ、漕ぎ出^{イデ}で―こぎで）。これは、語頭の母音と語尾音の終の母音と二つの母音が並んであらわれる場合にその内の一つが脱落したので、古代語において母音がつづいてあらわれるのを避ける傾向があつたことを示すものである。「にあり」「てあり」「といふ」が、「なり」「たり」「とふ」となるのも同様の現象である。「我^わは思^もふ」「我^{われ}はや餓^あぬ」など連語においても、これと同種の現象がある。かようなことは當時は比較的自由に行われたらしい。

三 第二期の音韻

平安朝の初から、室町時代（安土桃山時代をも含ませて）の終にいたる約八百年の間である。この間の音韻の状態を明らかにすべき根本資料としては、平安朝初期には万葉仮名で書かれたものがかなりあるが、各時代を通じては主として平仮名で書かれたものであつて、この期の諸音韻は、大抵は平仮名・片仮名で代表させることが出来る。そうして、平安朝初期に作られその盛時まで世に行われた「あめつち」の頌文（四十八字）およびその後これに代つて用いられた「いろは」歌（四十七字）が、不完全ながらもその当時の音韻組織を代表するものであつた。しかるに、この仮名は初のうちは相当正しく音韻を表わしたであろうが、院政・鎌倉時代から室町時代と次第に音韻が変化して行つた間に、仮名と音韻との間に不一致を来し、仮名

が必ずしも正しく音韻を代表しない場合が生じた。ところが、幸に外国人が、外国の文字で表音的に当時の日本語を写したものがあつて、その闕陥を補うことが出来る。支那人が漢字で日本語を書いたものと西洋人がローマ字で日本語を写したものとが、その重なるものであるが、支那人のものは鎌倉時代のものも多少あるが、室町時代のものはかなり多い。しかし漢字の性質上、その時代の発音を知るにかなりの困難を伴う。西洋人のものは、室町末期に日本に來た宣教師の作つたもので、日本語について十分の觀察をして当時の標準的音韻を葡萄牙式のローマ字綴で写したものであるから、信憑するに足り、且つ各音の性質も大概明らかであつて、当時の音韻状態を知るべき絶好の資料である。

一 第二期における音韻の変遷

第二期の終なる室町末期の京都語を中心とした国語の音韻組織は、大体右の資料によつて推定せられるので、これを第一期の終なる奈良朝の音韻と比較して得た差異は、大抵第二期において生じた音変化の結果と認めてよからうから、その変化がいつ、いかにして生じたかを考察すれば、第二期における音韻変遷の大体を知り得るであらう。

(一) 奈良朝時代の諸音の中、二音が後の仮名一つに相当するものは、「え」の仮

名にあたるものを除くほかは、すべて、平安朝初期においては、その一つが他の一つと同音になり、その間の区別がなくなってしまった。そうしてその音は、これにあたる仮名の後世の発音と同じ音に帰したらしい（ただしその中、「ひ」「へ」にあたるものはフィフエとなった）。かようにして、「き」「け」「こ」「そ」「と」「の」「ひ」「へ」「み」「め」「よ」「ろ」「ぎ」「げ」「ぐ」「ぞ」「ど」「び」「べ」の一つ一つに相当する二音が、それぞれ一音を減じて、これらの仮名がそれぞれ一音を代表するようになった。この傾向は奈良朝末期から既にあらわれていたが、平安朝にいたって完全に變化したのである。

(二)「え」にあたる二つの音、(すなわちア行のエとヤ行のエ)の区別は、平安朝に入ってから初の数十年はなお保たれて仮名でも書き分けられていたが、村上天皇の頃になると全く失われたようである。伊呂波歌以前に、伊呂波のように用いられた「あめつち」の頌文は四十八字より成り、伊呂波より「え」の一字が多く、「え」が二回あらわれているが、これは右のア行のエとヤ行のエとを代表するものと認められ、その四十八字は(一)に述べたような音變化を経て、まだ「え」の二音の別が存した平安朝初期の音韻を代表するものである(ただし、濁音はそのほかにあるが、清音の文字で兼ねさせたのであろう)。伊呂波歌はこの二音が一音に帰した後、の音韻を代表するものである。さて、「え」の二音すなわち e と ye とが同音となつ

て、どんな音になったか。普通常識的に e 音になったと考えられているようであるが、必ずしもそうとはいえない。古代の国語では、母音一つで成立つ音が語頭以外に来ることは殆どないのであつて、ただ「い」(i)と「う」(u)の場合に極めて少数の例外があるに過ぎない。「え」の二音のうちの e もまた語頭にのみ用いられた。これは、つまり古代国語では、一語中に、母音と母音とが直接に結合することをきらつたのである。ye は語頭にも語頭以外にも用いられたのである故、e と ye とがすべての場合に同音に歸したとすれば、e よりもむしろ ye になったとする方が自然である。何となれば、e になったとすれば、語頭以外の e はその前の音の終母音と直接に結合して、古代国語の発音上の習慣に合わないからである。しかし、またものと e と ye との区別が失われて、新たに語頭には e を用い、語頭以外には ye を用いるというきまりが出来たかも知れない。そんな場合にも、この e と ye とを同じ文字で書いたことは、東京語における語頭のガ行音と語頭以外の鼻音のガ行音とを文字に書きわけないのによつても理解することが出来る。かようなわけで、e と ye とがすべて e になったとする説は極めて疑わしい。

(三) 次いで語頭以外の「は」「ひ」「ふ」「へ」「ほ」の音が「わ」「あ」「う」「ゑ」「を」と混同するようになった。これは「は」「等」の音の初の子音が唇の合せ方が少なくなり同時に有声化して w 音に近づき遂にこれと同音となったもので(「ふ」は wu と

なったのであるが、^{wu}の音はなかったため^uになった)、かような傾向は既に奈良朝から少しづつ見え、平安朝初期においても「うるはし」(麗)の「は」が、殆ど常に「わ」と書かれている例を見るが、それが一般的になったのは、平安朝の盛時を過ぎた頃らしい。

(四) 右に引続いて、「ゐ」「ゑ」「を」の音(「ひ」「へ」「ほ」から転じたもの)も、「い」「え」「お」と同音になった。これは(三)の音変化よりも多少後であつて、それが一般的になったのは、あるいは院政時代であろうかとおもわれる。

以上述べて来たような音変化によつて、

☒ア行のエとヤ行のエとワ行のエと語頭以外のへと同音

☒ワ行のワと語頭以外のハと同音

☒ア行のウと語頭以外のフと同音

☒ワ行のヰとア行のイと語頭以外のヒと同音

☒ワ行のヲとア行のオと語頭以外のホと同音

となつて、その結果、伊呂波四十七字の中、「ゐ」「ゑ」「を」が「い」「え」「お」と同音となり、すべて四十四音を区別することとなつたのである。これは、現代の標準語におけると同様である。しかるに現代の標準語において「い」「え」「お」は「ゐ」「ゑ」「を」と共に^{i e o}の音であるが、室町末期の西洋人の羅馬字綴によれば、「い」

は i であるが、「え」は ye 「お」は wo の音であつたらしい。殊に「え」は、現代の九州および東北の方言では現代標準語の *o* にあたるものをすべて *ye* と発音するところがあるのを見れば、室町末期の西洋人が *ye* で写したのも当時の事実を伝えているのであらうと思われる。さすれば、平安朝の *e* も *ye* も *we* も *Fe* から変じた *we* も、室町末にはすべて *ye* に帰したと考えなければならぬ。最初 *e* と *ye* が同音に帰した時、すべて *ye* になったか、あるいは語頭 *e* 語頭以外 *ye* になったらうと考えたが、その後 *we* が、これと同音になったのは、*w* が脱落したためで、*wi* が *u* となったと全く同じく、唇のはたらきがなくなつたのが原因で、かような音変化は *F* が *w* に変じたのが唇の働きの弱くなり唇の合せ方が少なくなつたのと同じ方向をたどるもので、それが極端になつて遂に唇を全く働かせなくなつたのであるが、その結果として、*we* は *e* となるべきであるが、*e* という音は全くなかつたため *ye* となつたか、または *e* はあつても語頭だけにしかなかつたため、語頭では *e*、語頭以外では *ye* となつたのであらう。そうして、室町時代においてはこれにあたるものはすべて *ye* になつてゐるのは、たとい、もとは語頭の場合だけ *e* であつたとしても、語中には常に *ye* であり、しかも、その方がしばしば用いられるために、後には語頭にも *ye* と発音するようになったのであらうと思われる。

次に平安朝における *o* と *wo* とが一つに帰して、それが、室町末の西洋人が *uo* と記し

た音（その発音はwo）にあたるのは、どうかというに、これも古代国語では、o一つで成立つ音は決して語頭以外に来ることなく、これに反してwoは語頭にもそれ以外にも用いられたが、woの用いられた頻度は比較的に少ないけれども、「ほ」(F_o)から変じたwoが語頭以外に甚だ多くあらわれたから、woは甚だ優勢となり、語頭のoもこれに化せられてすべてwoとなったか、さもなければ、もとの音はどんなであつても、すべて語頭にはo、語頭以外にはwoとなったであろう。かようにしてoは語頭に用いられたとしても、語頭以外にはwoが常に用いられ、且つそれがしばしば用いられたため、後には語頭のoもこれに化せられてwoとなったのであらうと思われる。かように、種々の音が同音に帰した結果、同音の仮名が多く出来、鎌倉時代に入つてその仮名の使いわけすなわち仮名遣が問題となるにいたつたのである。

(五)「うめ(梅)」「うま(馬)」「うまる(生)」「うばら(薔薇)」のようなマ音の前の「う」は、第一期においてはu音であつたと思われるが、平安朝に入つてから、次のマ行音またはバ行音の子音(mb)に化せられてm音になった(仮名では「む」と書かれた)。このm音は、音の性質から言えば、現代の「ん」音と同一のものである。後には「うもれ(埋)」「うば(嫗)」「うばふ(奪)」「うべ(宜)」などの「う」もこれと同様の音になった。

(六) 平安朝において、音便といわれる音変化が起つた。これは主としてイ段ウ

段に属する種々の音がイ・ウ・ンまたは促音になったものをいうのであるが、その変化は語中および語尾の音に起つたもので、語頭音にはかような変化はない。音によつて多少発生年代を異にしたもののようで、キ←イ（「築牆」^{ツキガキ}）がツイガキ、「少キ人」がチヒサイヒト、「先立ち」^{サキ}がサイダチとなつた類）ギ←イ（「序」^{ツギテ}）がツイデ、「花ヤギ給へる」が「ハナヤイタマヘル」など）、ミ←ム（「かみさし」がカムザシ、「涙」^{ナミダ}）がナンダ、「摘みたる」がツンダルの類。このムはmまたはこれに近い音と認められる）、リ←ン（「盛りなり」がサカナリ、「成りぬ」がナム又など。「サカナリ」はサカンナリである。ンの仮名を書かなかつたのである）、チ←促音（「発ちて」^タがタテ、「有ちて」^{タモ}がタモテとなる。ただし促音は書きあらわしてない）。ニ←ン（「死にし子」がシジ子、「如何に」がイカンなど）などは平安朝初期からあり、ミ←ウ（「首」^{カミヘ}）がカウベ、「髮際」がカウギハ）ム←ウ（「竜胆」^{リウタン}）がリウダウ、「林檎」^{リンゴ}がリウゴウ）、ヒ←ウ（「弟」^{オトヒト}）がオトウト、「夫」^{フヒト}がヲウト、「喚びひて」がヨバウテ、「酔ひて」がエウテなど）ク←ウ（「格子」^{カクシ}）がカウシ、「口惜しく」がクチヲシウなど）はこれについて古く、シ←イ（「落しつ」がオトイツ、「おぼしめして」がオボシメイテなど）ル←ン（「あるめり」^{アルメリ}）「ざるなり」^{サルナリ}「あるべきかな」が、アンメリ、ザンナリ、アンベイカナとなる類）ビ←ウ（「商人」^{アキビト}）がアキウド、「呼びて」がヨウデなど）なども平安朝中期には見え、ビ←ム（「喚びて」^ヨがヨムデ、「商人」^{アキビト}）がアキムド）、リ←

促音（「因りて」がヨテ、「欲りす」がホス、「有りし」がアシ。促音は記号がない故、書きあらわされていない）、ヒ←促音（「冀^{ネガ}ひて」がネガテ、「掩ひて」がオホテ）、グ←ウ（「菓^{ワラツツ}沓」がワラウツ）などは院政時代からあらわれている。その他「まるで」がマウデとなり（キ←ウ）、「とり出」がトウデ（リ←ウ）となった類もある。かように変化した形は鎌倉時代以後口語には盛に用いられたのであって、それがため、室町時代には動詞の連用形が助詞「て」助動詞「たり」「つ」などにつづく場合には口語では常に変化した形のみを用いるようになり、また、助動詞「む」「らむ」も「う」「ろう」の形になった。

音便によつて生じた音は右のごとくイ・ウ・ン及び促音であるが、そのうちイ及びウは、これまでも普通の国語の音として存在したものである。ただし、ミ・ム及びビから変じて出来たウは、文字では「う」と書かれているが、純粹のウでなく、鼻音を帯びたウの音で、今のデンワ（電話）のン音と同種のものであったろうと思われる。さすれば一種のン音と見るべきもので、音としては音便によつて出来た他の「ん」と同種のものであらう（ンは m n g または鼻母音一つで成立つ音である）。ただ、「う」と書かれたものの大部分は、後に鼻音を脱却して純粹のウ音になったが、そうでないものは、後までもン音として残つただけの相違であらう。とにかく、かようなン音は、国語の音韻としてはこれまででなかったのが、音便によつて発生して、

平安朝頃から新しく国語に用いられるようになったのである。また促音も同様に音便によつて生じて国語の音韻に加わつた。

(七) 支那における漢字の正しい発音としては m n ng のような鼻音や p t k で終るものいわゆる入声音^{にっしょうおん}があつた。しかしこれは漢字の正式の読み方として我が国に伝わつたのであつて、古くから日本語に入つた漢語においては、もっと日本化した音になつていたのであるが、しかし正しい漢文を学ぶものには、この支那の正しい読方が平安朝に入つても伝わつていた。しかるにその後支那との公の交通が絶えて、漢語の知識が不確かになると共に、発音も少しずつ変化して、院政時代から鎌倉時代になると、次第にその m と n との区別がなくなつて「ン」音に歸し（「覧」「三」「点」などの語尾 m が「贊」「天」などの語尾 n と同じく n 音になつた）、また ng はウまたはイの音になり（「上」^{ジャウ}「東」^{トウ}「康」^{カウ}などの語尾ウ、「平」^{ヘイ}「青」^{セイ}などの語尾イは、もと ng である）、入声の語尾の p はフ、k はクまたはキになり、t は呉音ではチになつたが、漢音では t の発音を保存したようである（仮名ではツと書かれているが実際は t と発音したらしい）。そうして平安朝以後、漢語が次第に多く国語中に用いられたので、以上のような漢語の発音が国語の中に入り、ために、語尾における「ん」音（n と発音した。しかし後には多少変化したかも知れない）や、語尾における促音ともいふべき入声の t 音が国語の音に加わるにいたつた。

(八) 漢語には、国語にないキャキュキョのごとき拗音が、ア行ヤ行ワ行以外の五十音の各行(清濁とも)にわたってあり、クワ(kwa) クヰ(kwi)「帰」「貴」などの音) クエ(kwe)「花」「化」などの音) およびグワグキグエなどの拗音があつたが、これらは第一期まではまだ外国式の音と考えられたであろうが、平安朝以後、漢語が多く平生(へいぜい)に用いられるに従つて国語の音に加わるようになった。ただし、クキクエグキグエは鎌倉時代以後、漸次キ・ケ・ギ・ゲに変わつて消失した。

(九) パピプペポの音は、奈良朝においては多分正常な音韻としては存在しなかつたであろう、しかるに、漢語においては、入声音またはンにつづくハ行音はパピプペポの音であつたものと思われる(「一遍」イッペン「匹夫」ヒツブ「法被」ハツビ「近辺」キンペンなど)。かような漢語が平安朝以後、国語中に用いられるようになりまた一方純粹の国語でも、「あはれ」「もはら」を強めていつた「あつぱれ」「もつぱら」などの形が平生に用いられるようになって、パ行音が国語の音韻の中に入つた。

(十) 「ち」「ぢ」「つ」「づ」の音は奈良朝においてはti di tu duであつたが、室町末においてはchi (tⁱ dⁱ) dji (dⁱ dⁱ) tsu dzuになつた(すなわち「ち」「つ」は現今の音と同音、「ぢ」「づ」は正しく今のチツの濁音、すなわち有声音にあたる)。その変化の起つた時代は、まだ的確にはわからないが、鎌倉時代に入つた支那語、すなわち宋音の語において「知客」の「知」また「帽子」の「子」のごとき、支那のチの音

とほぼ同じ) または ^{tsu} (現代のツの音に似た音) のような音がチ・ツとならずしてシ・スとなつてゐるのは、当時チ・ツが今のような音でなくして、^{ti tu} のような音であつたためとおもわれるから、鎌倉時代には大体もとの音を保つていたので吉野時代以後に変じたものかと思われる。

(十一) 前に述べたように、我が国古代には、母音一つで成立つ音は語頭以外に來ることはほとんどなく、ただ、イ音ウ音の場合に少数の例外があるに過ぎなかつた。しかるに第二期に入つてからは、前述のごとき種々の音変化の結果、語の中間または末尾の音で i または u 音になつたものがあり、また、漢語においては、もとより語尾に i または u が來るものが少なくなかつたが、平安朝以後漢語が多く国語中に用いられると共にかような音も頻に用いられ、自然イやウが他音の下に來るものが甚だ多くなつた。ところがかようなイ音は、その後変化なく、「礼」「敬」のごときも正しくレイ・ケイの音を室町末期までも保つたが、ウ音は、時を経ると共にその直前の音の影響を受けこれと合体して、一つの長音になるものが出來たのである。まず、^oウ音が、その前の才段音の母音 ^o と合体して ^o の音となり、その前の子音と共に才段の長音となつた。すなわち ^{ou} ← ^o、例えば、「曾」ソウ ← ソー、「登」トウ ← トー、「竜」リヨウ ← リョー。また ^oウ音がその前のエ段音の母音 ^e と合体して ^{yō} の音となり、その前の子音と共に才段のヤ行長音または長拗音となつた。すなわ

ち eu ← yō または -yō、例えば「用」ヨウ ← ヨー、「笑」セウ ← ショー、「妙」メウ
 ← ミョー、「料」レウ ← リョー。その結果として [y] に述べたシヨウ、ミヨウ、リョウの類から出た拗長音と全く同音になった。以上二種の変化は大体鎌倉時代には完成し、室町時代には既に長音に化していたもののである。[y]ウ音が直前のア段音の母音 a に同化せられて o となり、更にこれが a と合体して o の長音となったが、これは [y] から出来た o の長音よりは開口の度が多く、これと明らかに区別された。この開音の o の長音を $\ddot{o}$ で表わすとすれば、au ← ao ← $\ddot{o}$ と変じたのである（開音の o は英語の all におけるような音で、音声記号では [ɔ]）。例えば、「行」カウ ← カオー、「様」ヤウ ← ヤオー、「設け」マウケ ← マオーケ、「明」ミヤウ ← ミヤオー、「性」シヤウ ← シヤオー。この種のものが一つの長音に帰してしまった時代はまだ明らかでないが、室町末期には完全に一つの音になっていた。そうして当時はこれを開音とし [y] の種類のものを合音として、おのおの別の音として取扱ったのである（室町時代の末には多少両者の発音を混同するものがあつたかも知れないが）。[y]ウ音が直前のイ段音の母音 i と合体してウ段のヤ行長音または長拗音となった。すなわち iu ← yū または -yū。例えば「中」チウ ← チュー、「いう」イウ ← ユー、「嬉しう」ウレシウ ← ウレシュー。この変化はいつ起つたかわからないが、室町末には、既に變化していたのである。

以上の☒および☒の音変化の結果、もと直音ちよくおんであつたものが新たに拗音ようおんとなり、拗音を有する語が多くなつた。

(十二) サ行音ザ行音は室町末期の標準的発音では、sa shi su she so、za ji zu je zoであつて、現今の東京語と大体同じであるが「セ」「ゼ」の音だけが違つている。しかし、これは、近畿から九州まで日本西部の音であつて、関東ではその当時も今日の東京語と同じく「セ」「ゼ」を *se ze* と発音した。サ行ザ行の音は、室町以前における的確な音がまだわからないからして、どんな変遷を経て来たかは、言うことが出来ない。

以上、第二期における国語の音韻の変遷おもの重なるものについて述べたが、これによれば国語の音韻は、奈良朝において八十七音を区別したが、平安朝においてはその中のかなり多くのものが他と同音に帰して二十三音を失い、六十四音になつたが、一方、音便その他の音変化と漢語の国語化によつて、ン音や促音やパ行音や多くの拗音が加わり、また鎌倉室町時代における音変化の結果、多くの長音が出来た。「ち」「つ」「ぢ」「づ」の音は変化したけれども、まだ「ぢ」「づ」と「じ」「ず」とは混同するに至らず、oの長音になつたものも、なお開合かいごうの別は保たれていたのである。以上は京都地方を中心とした中央語の変遷の重なるものである。他の方言については不明であるが、室町末期における西洋人の簡略な記述によつても、当時の方言に

種々の違った音がありまた違った音変化が行われたことがわかるのである。

二 連音上の法則の変遷

(一) 第一期においては語頭音として用いられなかったラ行音および濁音は、多くの漢語の国語化または音変化の結果、語頭にも用いられるようになった。

ハ行音はこの期を通じてその子音はFであつたが、そのうち語頭以外のものはワ行音と同音に帰したため、語頭にのみ用いられることとなつた。

母音一つで成立つ音の中、語頭以外に用いられないものはアだけとなつた。

パ行音は語頭には用いられない(パット、ポツポト、ポンポンのような擬声語は別である)。ただし、室町末期に国語に入つた西洋語(主として吉利支丹^{キリシタン}宗門の名目)にはパ行を語頭にも用いたらしい。

m音が語頭に立つものが出来た(「馬」^{ウマ}「梅」^{ウメ}など)。このm音はンと同種のものであるが、ン音はこの場合以外には語頭に立つことはない。

(二) 語尾音にはン音や入声^{にっしやう}のt音も用いられることとなつた。「万」^{マン}「鈴」^{リン}「筆」^{ヒツ}「鉄」^{tet}など。

(三) 語の複合の際に起る連濁および転韻は行われたが、従来例のある語にのみ限られたようである。

また語と語との間の母音の脱落による音の合体は、平安朝にも助詞と動詞「あり」との間に起つて、「ぞあり」から「ざり」、「こそあれ」から「こされ」、「もあり」から「まり」などの形を生じ、更に後には、「にこそあるなれ」「にこそあんめれ」から「ごさんなれ」「ごさんめれ」などを生じたが、第一期のように自由には行われなかった。

或る語が「ん」で終る語の次に来て複合する時、その語の頭音が、

ア行音ワ行音であるものはナ行音となる（「恩愛」^{オンアイ} オンナイ、「難有」^{ナンウ} ナンヌ、

「仁和」^{ニンワ} ニンナ、「輪廻」^{リンエ} リンネ、「因縁」^{インエン} インネン、「顔淵」^{ガンエン} ガンネン。ただ

し「ん」がm音であつたものはマ行音となる。「三位」^{サンミ} サンミ。

ヤ行音であるものはナ行拗音となる。「権輿」^{ケンヨ} ケンニヨ、「山野」^{サンヤ} サンニヤ、「專要」^{センエウ}

センニヨ。

ハ行音であるものはパ行音となる。「門派」^{モンハ} モンパ、「返報」^{ヘンハウ} ヘンパウ。ただし

ような場合に連濁によつてバ行音になるものもある。「三遍」サンベン、「三

杯」サンバイ。

漢語において、上の語の終が入声である時は、

入声の語尾キ・ク（もとk）は力行音の前では促音となる。「悪口」^{アクコウ} akko「敵国」^{テキコク}

入声の語尾フ（もとp）は力行サ行タ行ハ行音の前では促音となる。そのハ行音は同時にパ行音となる。「法体」は ^{ホフタイ}fottai「合ガフ」gassu「立リフカ夏」rikka「十ジフハフ方」jippō「法フフビ被」fappi

入声の語尾tは、

ア行ヤ行ワ行音の前では促音となり次の音はタ行音に変ずる。「闕腋」ket-eki
↓ keteki「発意」fot-i ↓ fotti「八音」fat-in ↓ fatin

カ行サ行タ行音の前では促音となる。「別体」bettai「出世」shut-she ↓ shushe

「悉皆」shit-kai ↓ shikkai

ハ行音の前では促音となり同時にハ行音はパ行音となる。「実否」^{ジツフ}jit-fu ↓ jippu

以上は漢語の、支那における発音に基づいたものであつて、勿論多少日本化しているであろうが、多分平安朝以来用い來きたつたものである。中に、ンあるいは入声tの次のア行ヤ行ワ行音がナ行音（またはマ行音）あるいはタ行音に変ずるのは、上のn（またはm）あるいはt音が長くなつてそれが次の音と合体したためであつて、かような音転化を連声れんじょうという。かような現象は、漢語にのみ見られたのであるが、後には、助詞「は」「および」「を」がン音または入声のtで終る語に接する場合にも起ることとなつて、その場合には「は」「を」は「ナ」「ノ」「タ」「ト」と発音することが一般に行われたようである。（「門は」「門を」は「モンナ」「モンノ」とな

り、「実は」「実を」は「ジツタ」「ジツト」となった）

四 第三期の音韻

第三期は江戸初期から今日に至る三百三十四年間である。その下限なる現代語の音韻は現に我々が用いているもので、直接にこれを観察して知ることが出来る。過去のもの、仮名で書かれた文献が主要なる資料であるが、そのほかに朝鮮人が諺文で写したものもあり、西洋人の日本語学書や日本人の西洋語学書などには羅馬字で日本語を写したものがある。また、仮名遣や音曲関係書や、韻学書などにも有力な資料がある。

第二期の下限である室町末期の音韻を現代語の音韻と比較して、第三期の中にいかなる変遷があつたかを知ることが出来るわけであるが、現代の標準語は東京語式のものであるに対して、第一期第二期を通じて変遷の跡をたどり得べきものは大和やまと

あるいは京都の言語を中心とした中央語であつて、その後身たる現代の言語は、東京語ではなく京都語ないし近畿の方言であるから、これと比較して変遷を考えなければならぬ。

一 第三期における音韻の変遷

(一)「ぢ」「づ」は室町末期までは *djizu* の音であり、「じ」「ず」は *ji zu* の音であつて両者の間に区別があつた。もつとも、室町時代でも、京都では、この両種の音が近くなつてこれを混同するものもあつたのであるが、これを区別するのが標準的発音であると考えられたのである(日本西部の方言では区別していた)。しかるに江戸初期においてはこれを全く混同するにいたつた。それは「ぢ」「づ」の最初の *d* が弱くなつて遂に「じ」「ず」と同音に歸したのである(それ故、江戸初期から「ぢ」「づ」「じ」「ず」の仮名遣が説かれている)。ただし、右の諸音の区別は今日でも九州土佐の諸方言には残っている。

(二) ア段音とウ音とが合体して出来た *o* の長音は開音 *o* であり、エ段音またはオ段音とウ音との合体して出来た *o* の長音は合音 *o* であつて、その間に区別があつたことは既に述べた通りである。室町末期までは大体その区別が保たれていたが、既に室町時代から両者を混同した例も多少あつて、その音が近似していたことを思

わせるが、江戸時代に入ると早くもこの両者の別がなくなつて、同音に歸したのである。開音の δ が開口の度を減じて $\bar{o}$ と同音になつたのである（かようにして、江戸初期から、開合の仮名遣が問題となるにいたつた）。この両種の音は、現代の新潟県の或る地方の方言には残っている。

(三) ハ行音は、第二期の末までは、フアフイフウフェフォのようにFではじまる音であつたが、江戸時代に入つて次第に変化を生じ、唇の合せ方が段々と弱くなり、遂には全く唇を動かさずして、これと類似した喉音hをもつてこれに代えるようになった。京都方言では享保・宝暦頃には大体h音になつていたようであるが、元禄またはそれ以前に既にh音であつたのではないかと思われるふしもある。しかし、第二期におけるごとくハ行音は、遠僻の地の方言には今日でもまだ存している。

(四) 「敬」^{けい}「帝」^{てい}「命」^{めい}のようにエ段音の次にイ音が来たものは、文字通りケイテイメイと発音していたのであるが、江戸後半の京都方言では、エ段の母音eとuとが合体してeの長音 $\bar{e}$ となり、エ段長音が発生した。

(五) クワ^(kwa)グワ^(gwa)は、カ・ガと混同する傾向が古くからあり、江戸初期の京都でも下層階級のもののはカ・ガと発音したものがあつたが、しかし標準的の音としては永く保たれた。しかるに江戸末期になつては、京都でも一般にカ・ガの音に変じた。これはw音を発する時の唇の運動がなくなつたからである。クワ・グワ

の音は今日でも方言には残っているものがある。

(六) ガ行音は、室町時代においては、多分、どんな位置においてもすべてgではじまる音であつたろうが、今日の京都語（および東京語）においては、語頭以外には鼻音ngで初まる音すなわち。の音になっている。室町時代においては、ガ行音が語頭以外の位置にある時は、今日の土佐方言におけるごとく、その前の母音を鼻音化したのであるから、その鼻母音の影響を受けてg音がng音になったものであろう。かような音変化はいつ頃行われたか明らかでないが、現代の諸方言において、ガ行音がかように変化したものと、もとの形を残しているものとがあつて、その方言の分布が、クワ音とそれから変化した力音との分布と一致する所が多いのと、新旧両形の分布がかなり錯乱しているのによつて見れば、この音変化は比較的新しいものであると思われる。

(七) エ音才音は、室町末期にはye wiの音であつたろうと推定したが、京都語では今日ではe oとなつている。これは江戸時代において変化したのであろうが、その年代はまだわからない（エ音は九州・東北等の方言では明治以後もyeの音として残っている）。

(八) 「セ」「ゼ」は室町時代にはsheの音であつた。これが現代の京都語では、セ・ゼになつている。この変化もいつ頃起つたかわからないが、あるいは江戸時代

後半でなからうかと思う。(方言には、今なおshe音を保っているものがある。関東方言では室町時代からsezeであつて、今日の東京語もそうである。)

(九) 入声の^{にっしやう}もすべてツ(tsu)の音になった(「仏」「鉄」「説」など)。この変化の年代もまだ明らかでない。

以上述べた所によれば、国語の音韻は、江戸時代において、ヂとジ、ヅとズ、オ段長音の開音と合音が、それぞれその区別を失い、クワ・グワはカ・ガとなり、入声の^ははツ音となつて、その数を減じ、ハ行音、およびエ・オ・セの諸音は変化したが、なお、それぞれ一音としての位置を保ち、イはエ段音と合体してエの長音を生じ、語中語尾のガ行音は、語頭のものと同かれて、新たに鼻音のガ行音を生じた。かようにして全体としては音韻はその数をましたのである。そうして、江戸末期以来西洋諸国の言語に接して、その語を国語の中に用いるにいたつたが、音韻としては、「チエ」「ツエ」「フィ」「ti」「di」などが、時として用いられる傾向が見える。

なお、以上の音韻の変遷は、京都語を中心として述べたのであるが、他の方言では、その変遷の時代を異にしたものがあるばかりでなく、その変化の種類を異にして、例えばア列音が次に来るイ音と合体して、種々の開音のエ(普通のエよりも多く口を開いて発する工類似の音)の長音になり、またイ音がエ音と同音になり、ス

とシが共に一つの新しい音になるというような類が少なくない。

殊に、関東においては才段長音の開合の別の失われ、またクワ・グワの力・ガに変じた年代が京都語よりも早かったことは証があり、江戸においては、享保の頃に、明らかに鼻音のガ行音があり、また、ヒ音がシ音に近かったのである。

二 連音上の法則の変遷

(一) ハ行音が変化して、現今のような音(hではじまる音)になった後も、語頭にのみ用いられることはかわらない(ただし、複合語などの場合には多少の例外がある)。

パ行音が語頭にも用いられるようになった。第二期においては本来の国語では擬声語のほかはパ行音が語頭に来ることはなかったが、しかし、西洋と交通の開けた結果、西洋語が国語中に用いられたため、多少パ行音ではじまる語が出来たが、この期においてことに明治以後、多くの西洋語を国語中に用いるようになって、パ行音を語頭に用いることが多くなったのである。

ガ行音が語頭以外において鼻音のガ行音に変化したため、ガ行音は語頭にしか来ないことになった。

(二) 入声の音がツ音に変じた結果、tが語尾に来ることはなくなった。

(三) ンの場合の連声^{れんじょう}は追々行われなくなつて、ただ、「親王」「因縁」「輪廻」のようなきまつた語のみに名残をとどめるに過ぎない。しかし、これは江戸時代前半は相当に行われたので、ことに助詞「を」の場合には享保頃までもノと発音したようである。

入声^ㄊ（後にはツ）の場合の連声は、この期には早くから一般的には行われなくなつていたらしい。ただし少数の特別の語の読み方として今までも痕跡を存している（「新発意」^{シンボチ}「闕腋」^{ケツアキ}など）。

漢語におけるンおよび入声に続く音の転化の法則は、この期において入声^ㄊがツと変じた後でも、第二期と同様のきまりが行われて今日に及んでいる。

五 国語音韻変化の概観

以上、日本の中央の言語を中心として、今日に至るまで千二、三百年の間に国語音韻の上についた変遷の重なるものについて略述したのであるが、これらの変遷を通じて見られる重なる傾向について見れば、

(一) 奈良朝の音韻を今日のと比較して見るに、変化した所も相当に多いが、しかし今日まで大体変化しないと見られる音もかなり多いのであつて、概していえば、その間の変化はさほど甚しくはない。

(二) 従来、古代においては多くの音韻があり、後にいたつてその数を減じたという風に考えられていたが、それは「い」「ろ」「は」等の一つ一つの仮名であらわされる音韻だけのことであつて、新たに国語の音として加わりまたは後に変化して

生じた拗音や長音のような、二つまたは三つの仮名で表わされる音をも考慮に入れると、音韻の総数は、大体において後代の方が多くなったといわなければならない。

(三) 音韻変化の真の原因を明らかにすることは困難であるが、我が国語音韻の変遷には、母音の連音上の性質に由来するものが多いように思われる。我が国では、古くから母音一つで成立つ音は語頭には立つが語中または語尾には立たないのを原則とする。これは、連続した音の中で、母音と母音が直接に接することを嫌ったのである。それ故、古くは複合語においてのみならず、連語においてさえ、母音の直前に他の母音が来る場合には、その一方を省いてしまう傾向があつたのである。その後国語の音変化によつて一語中の二つの母音が続くものが出来、または母音が二つ続いた外国語（漢語）が国語中に用いられるようになると、遂にはその二つの母音が合体して一つの長音になったなども、同じ傾向のあらわれである。我が国で拗音になった漢字音は、支那では多くは母音が続いたもの（例えば *kia kua mia io*）であるが、これが我が国に入つて遂に拗音（*kya kwa mya ryo* など）になったのも、やはり同種の変化と見る事が出来ようと思う。そうして今日のように、どんな母音でも自由に語中語尾に出来るようになったのは第三期江戸時代以後らしい。かように見えたれば、右のような母音の連音上の性質は、かなり根強かつたもので、それがために、従来なかつたような多くの新しい音が出来たのである。

(四) 唇音退化の傾向は国語音韻変遷上の著しい現象である。ハ行音の変遷において見られる p から F へ、F から h への変化は、唇の合せ方が次第に弱く少なくなつて遂に全くなつたのであり、語中語尾のハ行音がワ行音と同音となつたのは唇の合せ方が少なくなつたのであり、ㄱ ㄷ 音がイ ㄷ 音になり、また近世に、クワグワ音がカガ音になつたのも、「お」「を」が多分 wo から o になつたろうと思われるのも、みな唇の運動が減退してなくなつたに基づく。かように非常に古い時代から近世までも、同じ方向の音変化が行われたのである。

(五) 外国語の国語への輸入が音韻に及ぼした影響としては、漢語の国語化によつて、拗音や促音やパ行音や入声の ㄷ やン音のような、当時の国語には絶無ではなかつたにしても、正常の音としては認められなかつた音が加わり、またウ行音や濁音が語頭に立つようになつた。また西洋語を輸入したために、パ行音が語頭にも、その他の位置にも自由に用いられるようになった。

音便と漢語との関係は、容易に断定を下し難いが、多少とも漢語の音の影響を受けたことはあろうと思う。

(六) 従来我が国の学者は日本の古代の音韻を単純なものと考えるものが多く、五十音を神代以来のものであると説いた者さえある。しかるに我々が、その時の音韻組織を大体推定し得る最古の時代である奈良朝においては、八十七または八十八

の音を区別したのであって、その中から濁音を除いても、なお六十ないし六十一の音があつたのである。それらの音の内部構造は、まだ明らかでないものもあるが、これらの音を構成している母音は、五十音におけるがごとく五種だけでなく、もっと多かつたか、さもなければ、各音は一つの母音かまたは一つの子音と一つの子音で成立つものばかりでなく、なお、少なくとも二つの子音と一つの母音または一つの子音と二つの母音から成立つものがあつたと考えるほかないのであって、音を構成する単音の種類または音の構造が、これまで考えられていたよりも、もっと多様複雑になるのである。これらの音が平安朝においては濁音二十を除いて四十八音から四十七音、更に四十四音と次第に減少し、音の構造も、大体五種の母音と九種の子音を基礎として、母音一つか、または子音一つと母音一つから構成せられるようになって、前代よりも単純化したのである。この傾向から察すると、逆にずっと古い時代に溯れば、音の種類ももっと多く、音を構成する単音の種類や、音の構造も、なお一層多様複雑であつたのではあるまいか、すなわち、我々の知り得る最古の時代の音韻組織は、それよりずっと古い時代の種々の音韻が、永い年月の間に次第に統一せられ単純化せられた結果ではあるまいかと考えられるのである。

後註

一 ここから2段組み

二 ここで段組み終わり

底本：「古代国語の音韻に就いて 他二篇」岩波文庫、岩波書店

1980（昭和 55）年 6 月 16 日第 1 刷発行

1985（昭和 60）年 8 月 20 日第 8 刷

底本の親本：「国語音韻の研究（橋本進吉博士著作集 4）」岩波書店

1950（昭和 25）年

※複数行にかかる中括弧には、けい線素片をあてました。

※本作品の入力作業には、前記の底本とは別に、福井大学教育地域科学部の岡島様よりご提供いただいた電子テキスト（このテキストは旧表記で、「国語音韻の変遷」『国語と国文学』昭和十三年十月特別号 1938.10.1 を底本としています）を利用させていただきました。

入力：久保あきら

校正：久保あきら、POKEPEEK2011

1999 年 11 月 16 日公開

2012 年 1 月 22 日修正

青空文庫作成ファイル：

このファイルは、インターネットの図書館、青空文庫（<http://www.aozora.gr.jp>）で作られました。入力、校正、制作にあたったのは、ボランティアの皆さんです。